

# 周南市大田原自然の家

## 施設分類別計画



平成29(2017)年3月  
(令和2(2020)年3月改定)

周南市 教育委員会

# 目 次

## 周南市大田原自然の家 施設分類別計画

第1章	本計画の目的	1
第2章	施設設置の経緯及び目的	1
第3章	対象施設	1
第4章	施設の現状と課題	3
第5章	施設の運営	6
第6章	一次評価の実施	7
第7章	これまでの協議及び検討等	12
第8章	今後の方向性	15
第9章	計画期間	16

### 資 料

◎歩み	17
◎別紙1 周南市大田原自然の家利用実績（平成15年度～平成30年度）	18
◎別紙2 周南市大田原自然の家 土砂災害警戒区域図	19

# 第1章 本計画の目的

この計画は、平成27年8月策定の「周南市公共施設再配置計画」に基づき、そのアクションプランである「施設分類別計画」として策定するものであり、周南市教育委員会において設置し、管理している「周南市大田原自然の家」（以下「大田原自然の家」という。）について、現状や時代背景等も踏まえた上で、今後の方向性を示すものとします。

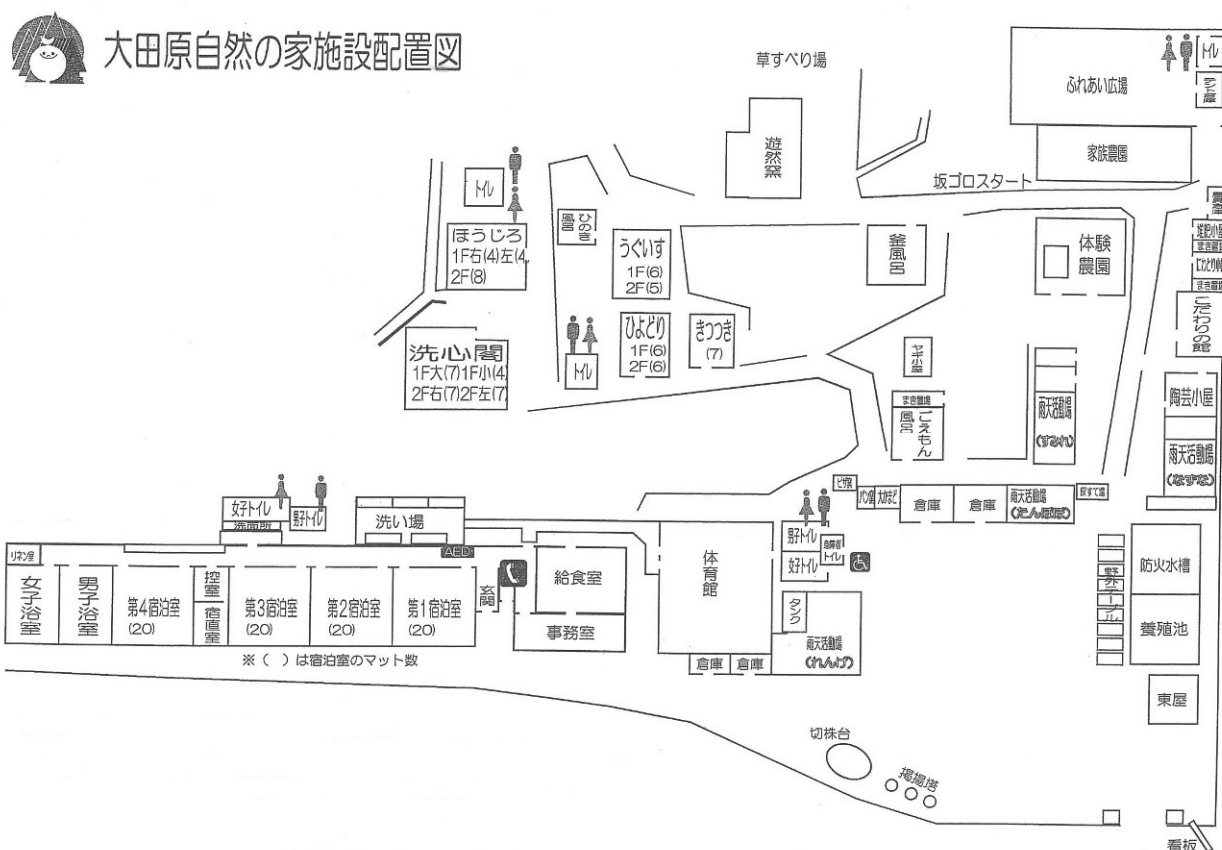
## 第2章 施設設置の経緯及び目的

昭和46年に休校となった徳山市立中須小学校大田原分校の活用について、青年団OBで組織する財団法人徳山青年館の理事が中心となり、大田原自然の家の設置計画が作成され、教育委員会に提案されました。

その後、教育委員会、徳山青年館において協議を行い、大田原自然の家の開設準備を進め、管理運営を徳山青年館へ委ねる形でスタートしました。必要最低限の改修工事を実施した後、延べ600人の参画を得て施設周辺の環境整備や準備作業を行い、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和57年に開設しました。

## 第3章 対象施設

大田原自然の家は、敷地面積が23,308㎡あり、以下の施設で構成しています。





〈宿泊棟〉

※いろいろがある部屋。  
宿泊時は畳をかぶせて使用。



〈体育館〉



〈雨天活動場〉



〈ログハウス(うぐいす山荘)〉



〈ログハウス(きつつき山荘)〉



〈かま風呂〉



〈ごえもん風呂(外観)〉



〈草すべり場〉



〈ちびっこ農園〉



〈やぎ小屋〉



〈田んぼ〉

◎ 建物の一部

施設用途	構造 [宿泊定員]	延面積	建築年次
大田原自然の家宿泊棟 他	木造 [80人]	395.00 m <sup>2</sup>	S27.3月
体育館 (屋内運動場)	木造	168.00 m <sup>2</sup> (1F : 134 m <sup>2</sup> , 2F : 34 m <sup>2</sup> )	S38.12月
事務室 他	木造	93.00 m <sup>2</sup>	S30.9月
倉庫	木造	32.40 m <sup>2</sup>	H4.3月
便所・シャワー室・洗面所	コンクリートブロック造	40.68 m <sup>2</sup>	S57.3月
ボイラー室	コンクリート造	19.37 m <sup>2</sup>	S58.3月
便所 (身障者用)	木造	20.16 m <sup>2</sup>	H7.3月
居宅・倉庫	木造	92.94 m <sup>2</sup>	S57.12月
木作業場	木造	20.81 m <sup>2</sup>	H7.3月
風呂 (木桶風呂)	木造	15.21 m <sup>2</sup>	H4.3月
風呂 (かま風呂)	木造	28.87 m <sup>2</sup>	H5.3月
風呂 (ごえもん風呂)	木造	12.15 m <sup>2</sup>	H6.3月
宿泊棟 (きつつき山荘)	木造 (丸太作り) [7人]	34.70 m <sup>2</sup>	H2.3月
宿泊棟 (ひよどり山荘)	木造 (丸太作り) [12人]	48.50 m <sup>2</sup>	H3.7月
宿泊棟 (うぐいす山荘)	木造 (丸太作り) [11人]	36.48 m <sup>2</sup>	H4.3月
宿泊棟 (洗心閣)	木造 (丸太作り) [25人]	108.93 m <sup>2</sup>	H3.3月
宿泊棟 (ほおじろ山荘)	木造 (丸太作り) [16人]	68.53 m <sup>2</sup>	H5.3月
便所	木造 (一部モルタル)	11.04 m <sup>2</sup>	H7.3月

## 第4章 施設の現状と課題

大田原自然の家は、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とした施設で、青少年教育の場として、また地域リーダーの育成の場として、平成31年3月までに約37万人の利用者がありました。

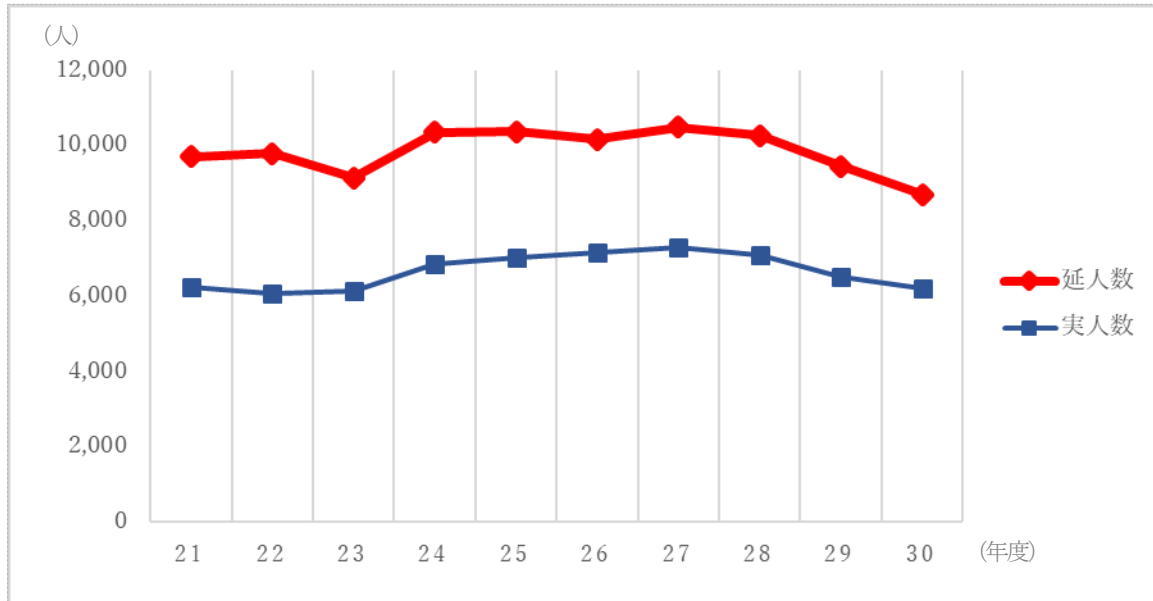
また、年間1,000人を超えるボランティアが大田原自然の家が取り組む事業等を支えており、その人材及び人的ネットワーク等も大きな財産になっています。

◎ 利用者数の推移 (詳細は別紙1)

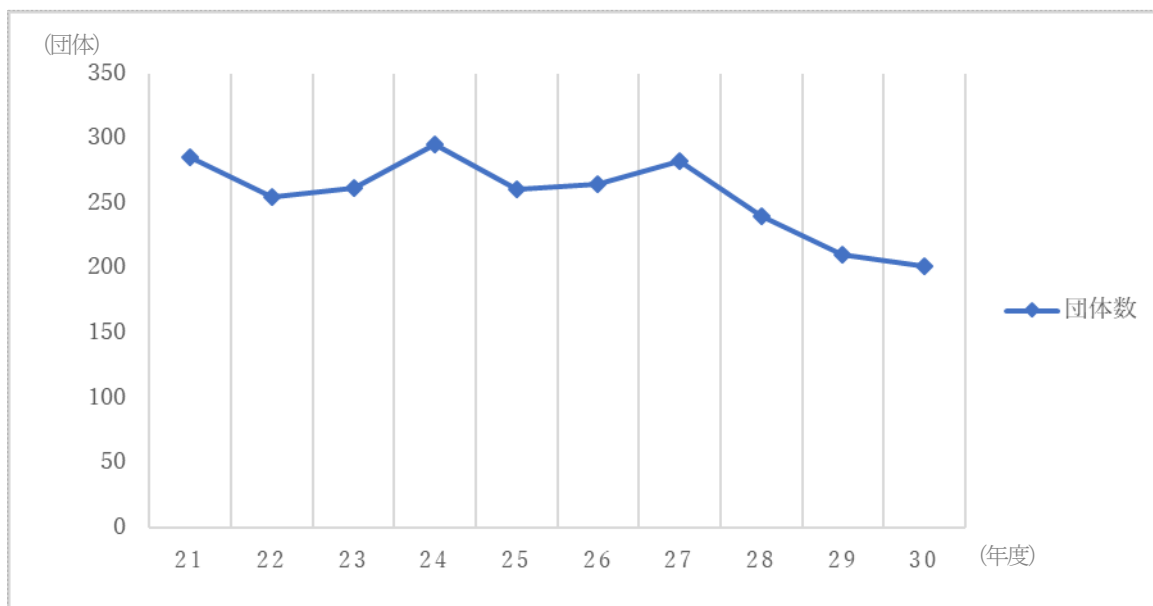
(人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実人数	6,252	6,088	6,155	6,870	7,038	7,169	7,291	7,088	6,503	6,223
延人数	9,704	9,791	9,141	10,360	10,372	10,175	10,498	10,277	9,449	8,705
団体数	286	255	262	296	261	265	283	240	211	202

◎ 利用者数の推移



◎ 利用団体数の推移



◎ 施設・事業を支えるボランティア延べ人数

(人)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
主催事業	1,537	1,188	1,387	1,649	1,579	734	951	1,012	1,047	1,035
うち、大学生等	1,284	1,015	1,204	1,435	1,447	672	829	877	897	916
施設整備等	193	249	149	181	146	164	163	118	111	36
合 計	1,730	1,437	1,536	1,830	1,725	898	1,114	1,130	1,158	1,071

大田原自然の家の稼働率は、体育館、宿泊棟の4部屋及び5棟のログハウスそれぞれについて集計し、平成30年度は、宿泊棟及びログハウスの日中稼働率が29.4%、夜間が15.9%となっています。

また、体育館では、日中稼働率が43.2%、夜間が19.8%でした。

◎ 施設の稼働率（平成30年度）

※ 使用部屋数で集計  $\text{稼働率} = \frac{\text{部屋使用数}}{1 \times \text{年間稼働日}}$

施設		全体		平日		土日祝	
		日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間
体育館		43.2%	19.8%	32.1%	16.1%	69.6%	27.8%
宿泊棟及びログハウス	洗心閣	29.7%	17.8%	22.0%	14.4%	44.8%	24.6%
	ほおじろ	25.5%	14.4%	19.9%	10.9%	37.0%	21.3%
	ひよどり	25.6%	15.1%	20.7%	12.4%	37.4%	21.3%
	うぐいす	22.7%	12.8%	16.1%	9.1%	35.7%	20.0%
	きつつき	22.7%	12.7%	19.7%	10.9%	29.6%	16.5%
	宿泊棟4	38.1%	17.6%	26.9%	14.2%	62.2%	24.8%
	宿泊全体	29.4%	15.9%	21.9%	12.7%	45.2%	22.6%

※ 利用者数（定員）で集計  $\text{稼働率} = \frac{\text{利用者数}}{\text{定員} \times \text{年間稼働日}}$

施設		全体		平日		土日祝	
		日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間
体育館 (80)		25.9%	9.3%	14.5%	7.2%	47.3%	13.3%
宿泊棟及びログハウス	洗心閣 (25)	22.3%	12.4%	17.4%	10.3%	31.7%	16.6%
	ほおじろ (16)	17.5%	9.6%	12.7%	6.7%	26.5%	14.9%
	ひよどり (12)	18.9%	10.8%	15.1%	8.4%	27.5%	15.9%
	うぐいす (11)	17.0%	9.5%	12.7%	6.9%	25.5%	14.6%
	きつつき (7)	10.7%	6.0%	8.3%	4.8%	14.9%	8.2%
	宿泊棟4 (80)	26.9%	9.3%	14.8%	7.2%	49.5%	13.3%
	宿泊全体	23.0%	9.8%	14.6%	7.6%	39.0%	14.1%

宿泊棟は昭和27年3月建築、体育館は昭和38年12月建築であり、老朽化が著しく、また、宿泊棟裏に急傾斜の山が迫っており、施設の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されるなど、安全面での対策が喫緊の課題となっています（別紙2）。

また、大田原自然の家へと続く幅員の狭い市道についても、平成21年の大雨で土砂崩れが発生しており、市道への安全対策も必要となっています。

このほか、大田原自然の家の活動用地の約半分にあたる10,240.05㎡は借地を利用しており、年間約55万円を支払っています。

## 第5章 施設の運営

### (1) 運営

平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っており、制度導入当初から、公益財団法人周南市ふるさと振興財団が指定管理者として大田原自然の家の管理運営を行っています。

### (2) 事業の実施

指定管理者は、「大田原自然の家将来構想」を定め、「野外活動を通して青少年の健全な育成をはかる」を基本理念に、①「生きる力の育成」、②「生活・活動環境の整備」、③「支援体制の充実」の3つの基本方針を掲げ、さまざまな事業に取り組んでいます。

### (3) 受入れ事業

平成30年度は、小学校や中学校をはじめ、76団体を受け入れ、延べ3,874人の利用者がありました。主に、体験活動プログラム、食農・食育体験プログラム、市内学校等への出張指導・出前講座を提供しました。

### (4) 主催事業

平成30年度は、延べ118回的主催事業を実施し、延べ4,795人の参加がありました。

この主催事業では、青少年又は家族を対象とした自然体験事業、食農・食育事業を実施するほか、ボランティアと指導者の育成や地域との連携事業にも取り組みました。

### (5) 維持管理

計画的に大田原自然の家の維持管理に努めており、定期的な安全確認や保守点検を実施し、施設の維持管理業務の遂行、衛生指導の徹底を図っています。

また、敷地内及び周辺環境の整備においては、平成30年度では延べ8団体、延べ36人のボランティアの協力も得て取り組みました。

### (6) その他

多くの市民に大田原自然の家の周知を図り、活用を促進することを目指し、指定管理者において次の取組を実施しています。

#### ① 職員ミーティング

運営方針に沿った運営や職員の共通理解を図るため、定例的に指定管理者内でミーティングを行っています。

その結果を基に、業務改善や管理運営業務の充実と効率化へつなげています。

#### ② 情報の発信

ホームページの充実、メール配信、機関誌「おおたばら」の発行、チラシの配布など多くの方法による情報発信に力を入れています。また、フェイスブックも開設し、さらなる情報発信に努めています。



③ 食事の提供

有機無農薬により作物を栽培し、給食や加工食品の材料として利用者に提供しています。また、単なる食事の提供に留まらず、食育の啓発などを積極的に行っています。

④ ネットワークの構築

県など他機関との連携を図るとともに、体験活動の最新の情報を入手し、新たなプログラムの研究を行うとともに、職員の資質の向上を図っています。

## 第6章 一次評価の実施

### (1) 今後の施設の方向性の抽出

施設で提供しているサービスに着目し、そのサービスについての今後の方向性（存続・廃止）から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性を導き出します。

この作業に使用したのは、以下の「機能の評価・検証シート」です。

評価項目	検証項目
公共性	① 今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。 A: 低下していない B: 低下しつつある C: 低下している
	② 利用実態が設置目的に即したものとなっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的が無くなりつつある C: 設置目的に即していない
	③ サービス内容が設置目的に即したものになっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的から低下している C: 設置目的に即していない
	① 市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。 A: 重要性は高い B: 重要性はさほど高くない C: 重要性は低い
	② 市の施策を推進する上での必要性は高いか。 A: 必要性は高い B: 必要性はさほど高くない C: 必要性は低い
	③ 法律等により設置が義務づけられているか。 A: 設置が義務づけられている B: 法律等で定められているが必置ではない C: 義務づけられていない
有効性	① 前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。 A: 3年連続で増加 B: その他 C: 3年連続で減少 D: 非該当
	② 幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。 ※該当施設のみ回答 A: 90%以上 B: 70~89% C: 70%未満 D: 非該当
	③ 今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。 A: 増加の見込み B: 横ばいの見込み C: 減少の見込み D: 非該当
互換性	① 当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。 A: 広域 B: 準広域 C: 地域
	② 利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(本市が保有する施設に限らず、県施設、民間施設も含む。) A: 存在しない B: 存在するが市内にはない C: 存在する
	③ 補助金などの代替施策で対応できるものか。(ハコモノ以外で) A: 対応不可能 B: 検討の余地あり C: 対応可能
代替性	① 行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。(民営化の可能性の検討) A: 可能性はない B: 検討の余地あり C: 可能性がある
	② 施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。(指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討) A: 期待できない B: 検討の余地あり C: 期待できる
	③ 市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。 A: 関与する必要性が高い B: 関与する必要性はさほど高くない C: 関与する必要性は低い
効率性	① 前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。 A: 3年連続で減少 B: その他 C: 3年連続で増加 D: 非該当
	② 前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。 A: 低い B: 妥当 C: 高い D: 非該当
	③ 前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答 A: 適正(50%以上) B: 検討の余地あり(30~49%) C: 不適正(30%未満) D: 非該当

① [第1ステップ]: サービスの今後の可能性の検討

施設において提供しているサービスについて、「サービス主体の適正化」「サービス水準の適正化」「サービス配置の適正化」「事業手法の適正化」という4つの視点から、その視点ごとにサービスの今後の方向性(存続・廃止)を検討します。

② [第2ステップ]: 建物の方向性の検討

第1ステップにおいて4つの視点ごとに出されたサービスの今後の方向性(存続・廃止)に従って、それぞれの建物(施設)の方向性(選択肢)を抽出します。

各ステップの考え方を一覧にすると、以下の表のとおりです。

項目	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの今後の可能性の検討 (機能の評価・検証シートによる評価)	今後の可能性があるサービスの方向性	サービスの視点からの「建物の方向性」の検討 (機能の評価検証シートによる評価)	導き出された「実現の可能性がある建物の方向性」
サービス主体の適正化	”市がサービスの提供を続けなければならないか?”といった視点から民間サービスによる代替性を検討  ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 代替性(民間参入の可能性) ① 民営化の可能性はある ◇ 代替性(民間参入の可能性) ② 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 公共性(必需性) ③ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 有効性(互換性) ② 同種、類似の民間施設の存在  存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡の可能性 存在する ⇒ ◇ 廃止の可能性	
		◇ 有効性(互換性) ② 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ 共同利用の可能性	
		◇ 有効性(互換性) ③ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止の可能性	
サービス水準の適正化	”施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか?”といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延べ床面積)の見直しの可能性を検討  ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 公共性(公益性) ① 設置目的の意義が低下している ◇ 公共性(公益性) ② 利用実態が設置目的に即していない ◇ 公共性(公益性) ③ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 廃止の可能性  建築から30年未満の施設 ◇ 有効性(互換性) ① 利用圏域 地域以外 ⇒ 転用の可能性 地域 ⇒ 地域譲渡の可能性	
		◇ 有効性(利用度) ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性(利用度) ③ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 有効性(互換性) ② 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合の可能性  統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用(規模縮小)の可能性	
		◇ サービス集約のメリットを定性的に評価・複合化(集約化)の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 複合化(集約化)の可能性	
サービス配置の適正化	”サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか?”といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討  ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 複合化(共用化)の可能性	
		◇ 有効性(利用度) ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性(利用度) ③ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ 多目的化の可能性	
		◇ 代替性(民間参入の可能性) ② 民間事業者のノウハウの活用が期待できる ◇ 効率性(コスト) ① 過去3年間のコストが増加 ◇ 効率性(コスト) ② 利用者1人当たりのコストが高い  ◇ 効率性(コスト) ③ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性①又は②の項目のどれか1つが該当する場合 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI/PPP)の可能性  ◇ 受益者負担の見直しの可能性	

最終的に導き出される施設の方向性とその内容は下の一覧のとおりです。

取組み方策の種類		内容
サービスについての今後の方向性	施設の状況を加味した、施設の想定される方向性(選択肢)	
存続	「A: 統廃合」	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
	「B: 複合化(集約化)」	施設分類が異なる施設同士を複合化により集約化します。
	「C: 複合化(共用化)」	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
	「D: 多目的化」	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
	「E: 継続利用(現状維持)」	現状維持のまま継続的に利用します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「F: 継続利用(規模縮小)」	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「G: 共同利用」	市の公共施設を他自治体と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	「H: 廃止」	施設を廃止します。
	「I: 転用」	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
	「J: 民間譲渡」	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
	「K: 地域移譲」	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

10ページに実際に検討を行った結果を掲載します。

「機能の評価・検討シート」回答

施設名	所在 地区	建設年	経過 年数	延床面積 (㎡)
大田原自然の家	中須	1952年3月	68	1,350.69

公共性					
公益性①	公益性②	公益性③	必需性①	必需性②	必需性③
今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したものとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したものになっているか。	市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。	市の施策を推進する上での必要性は高いか。	法律等により設置が義務づけられているか。
低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性は低い	必要性はさほど高くない	義務付けられていない

有効性					
利用度①	利用度②	利用度③	互換性①	互換性②	互換性③
前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。	今後の人口減少社会にあつて、利用者数の見込みはどうか。	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。	補助金などの代替施策で対応できるものか。
3年連続で減少	非該当	減少の見込み	広域	存在する	対応不可能

代替性			効率性		
民間参入の可能性①	民間参入の可能性②	民間参入の可能性③	コスト①	コスト②	コスト③
行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。(指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討)	市が施策を推進するにあつて、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。
可能性がある	指定管理制度導入済み	関与する必要性はさほど高くない	3年連続で増加	高い	不適正(30%未満)

導き出される「今後の施設の方向性」 (一次評価結果)

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	(1) サービス主体の適正化											
				(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある						
				代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②		評価結果	有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③		評価結果	
行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間		対象 施設	補助金などの代替施策で対応できるものか。				
大田原自然の家	中須	68	1,350.69	可能性がある	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在する		市有、民間	---	存在する	市有、民間	大津島海の郷、ふれあいの森	対応不可能	---

(2) サービス水準の適正化													
(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している						(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている							
公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	有効性 互換性 ②		評価結果			
今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したものとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したものであるか。		当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。		前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)			市有 or 他自治体 or 民間	対象 施設	
低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	68	広域	---	3年連続で減少	減少の見込み	存在する		市有、民間	大津島海の郷、ふれあいの森	○	A: 統廃合 又はF: 継続利用(規模縮小)

(3) サービス配置の適正化											
(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる など)				(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している				(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある			
サービス集約のメリットありor空欄)	建築 経過年数	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築 経過年数	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	延床 面積 (㎡)	建築 経過年数	評価結果
---	68			---	---		---	68		---	

(4) 事業手法の適正化						検討結果一覧表												一次評価結果 (検討すべき方向性)															
(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡	K: 地域移譲	民活の拡大		受益者負担の見直し														
代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○														
施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。		前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答																受益者負担の見直し													
---	3年連続で増加	高い	---	不適正 (30%未満)	○													○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「統廃合」 「継続利用(規模縮小)」 「受益者負担の見直し」

## 第7章 これまでの協議及び検討等

### (1) 議会が実施した行政評価に関する決議

大田原自然の家については、平成25年度に議会が実施した行政評価に関する決議において以下の決議をされたことを受け、決議に対する市の今後の対応として、新たに指定管理者を指定した平成29年3月までに今後の大田原自然の家の在り方等について方向性を出すこととしたところです。

#### 【平成25年度】

議会が実施した行政評価に関する決議	決議に対する今後の対応
「年間1万人の利用者があり事業の継続が望ましいが、施設が老朽化している上に背後地は土砂災害警戒区域という現状がある。また、年間延べ1,800人以上のボランティア・団体が運営に関わっている次世代青少年の育成施設であることから、コスト面だけに捉われずに、より絆を大切にし、充実した運営体制が望まれる側面もある。 <u>体験交流施設としての意義、安心・安全の視点から施設としての市の方向性を早急に示すべきである。</u> 」	「大田原地区の特性を生かした事業内容は、多くの利用者からも高い評価を得ており、青少年にとって非常に貴重な施設であると認識している。ボランティア団体等の協力のもと施設の長寿命化及び機能の継続に努め、機能が続く限りは事業を実施したい。しかしながら、施設の背後地が土砂災害警戒区域という現状であることから、 <u>安心安全面において市の方向性をボランティア、協力団体、協力者との連携を図りながら3年程度を目途に検討を進める。</u> 」

また、平成28年度に議会が実施した行政評価に関する決議においても、以下のとおり施設の在り方について早急に方針を示し、対応すべきであるとの決議を受け、決議に対する市の今後の対応として、青少年の育成に資する集団宿泊訓練及び野外活動事業は継続しますが、利用者や大田原自然の家運営協議会及び市議会等の意見を踏まえて、平成28年度末に方針を決定することとしております。

#### 【平成28年度】

議会が実施した行政評価に関する決議	決議に対する今後の対応
「青少年の健全育成や地域活性化に大きな役割を果たしており、利用者数も1万人を超える施設で事業の継続が望ましい。しかしながら、土砂災害特別警戒区域にある施設の老朽化、施設までの道幅の狭い道路の安全性など、課題もある。 <u>安心安全の視点から、施設のあり方について早急に方針を示し、対応すべきである。</u> 」	「青少年の育成に資する集団宿泊訓練及び野外活動事業は継続する。ただし、 <u>安心・安全を担保する必要があることから、利用者、大田原自然の家運営協議会及び市議会等での意見を踏まえ、平成28年度末に整備方針を決定したい。</u> 」

## (2) 周南市総合教育会議における協議

市長と教育委員会が、本市の教育に関する協議や調整を行う総合教育会議においても検討を行いました。

委員からは、大田原自然の家の設備や豊かな自然を生かした多彩な自然体験プログラムによる取組を高く評価するとの意見がありました。

また、その自然体験プログラムについては、多くの学生ボランティアが大田原自然の家のスタッフとともに企画・運営していることから、ボランティアによる支援体制が充実していることも高く評価され、大田原自然の家を支える学生ボランティアの中には、プログラムにおける子どもとの関わりをきっかけに教職を目指す者も多いことも評価されました。

一方で、施設の一部が土砂災害特別警戒区域に立地していること、幅員の狭い市道等の状況、利用者が多い夏季に豪雨等の自然災害が増えていること等から、安心・安全が確保できる他地域への移転もやむを得ない、との意見がありました。

## (3) 周南市大田原自然の家運営協議会における検討

周南市大田原自然の家条例に基づき、大田原自然の家の基本的な運営方針や整備計画、利用促進等について協議する「周南市大田原自然の家運営協議会」では、平成27年度及び平成28年度の2年間にわたって検討をしてきました。

検討における委員の意見としては、施設の老朽化や一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていること、また大田原自然の家へと続く幅員の狭い市道等、利用者への安心・安全に関する課題はあるものの、日々の生活の中で自然体験を学ぶことが難しい現代社会において、大田原自然の家の活動は子どもたちにとって非常に重要であること、また、施設ボランティアや大学生・中高生のボランティアが多数運営に関わっており、施設を廃止するとこれまで築いてきた人材を失うこと、さらに、長い年月をかけて築いてきた施設そのものを大事にしてほしいことから、現所在地での継続実施を望む意見が多く出されました。

他に、休廃校となっている小・中学校の活用はできないかとの意見もありました。

## (4) 利用者やボランティア等の意見

### ① 利用者へのアンケート調査の実施

大田原自然の家の利用者を対象に、平成28年10月21日から11月30日までの期間、アンケート調査を実施しました。

質問項目としては、①「青少年の野外教育施設の必要性」、②「設置場所で重要視するもの(3つ選択)」の2点を設定し、意見を求めました。

その結果、152人の利用者から回答を受け、青少年の野外教育施設は「必要」との回答があったのは144人(94.7%)でした。

また、「設置場所で重要視するもの」として最も多かったのは「自然を生かした魅力的なプログラムが充実していること」で、135人(88.8%)、続いて「利用する施設が自然災害への心配があまりない場であること」が95人(62.5%)、次に「自然の中であっても、施設への交通の利便性がよく、安全であること」が75人(49.3%)でした。

整理すると、回答があったほぼすべてが青少年の野外教育施設は必要と考えており、設置する場所として重要視する点は、次の順となりました。

- ア 魅力的なプログラムの充実していること
- イ 自然災害への心配があまりないこと
- ウ 交通の利便性がよいこと
- エ 大自然を十分に生かせる環境であること
- オ 現在地であること

② ボランティアへの聴き取り調査の実施

平成28年12月に、ボランティアへの聴き取り調査を実施しました。

聴き取りは、施設の老朽化や施設の一部が土砂災害特別警戒区域及び警戒区域に立地すること、大田原自然の家が続く幅員の狭い市道の安全性等の課題を説明した上で、

- ア お金をかけても今の規模や機能をこの場で維持すべき
- イ 現施設での実施が重要であり、縮小化してでも現施設で事業を継続すべき
- ウ 自然体験を通じた宿泊体験施設や事業が重要であり、移転してでも維持すべき

の3点について、実施しました。

聴き取りの中で、「大田原自然の家の施設も環境も大切に思っており、可能なら現在地で引き続き実施したい」という意見があった一方で、「子どもたちの命を預かることから安心・安全な場で実施した方がよい」という意見に分かれました。また、現在地での安心・安全を十分に確保できないために、移転せざるを得ないのであれば、移転先は大田原自然の家が取り組んできたプログラムを継続できる環境であることを望む意見もありました。

③ おおたばら応援団への聴き取り

「おおたばら応援団」は、地域とともに大田原自然の家を支え、また、周辺的环境整備にもご協力いただいた地元住民を含むグループとして、平成30年9月に解散されるまでの長きにわたり、ご支援をいただきました。

平成28年9月2日と29年2月24日に実施した「おおたばら応援団」への聴き取りにおいては、地域と共に大田原自然の家を支えていたが、地区の過疎化や高齢化が進んでおり、これまでどおりの地域の支援が望めない状況にあることから、「おおたばら応援団」のみでは大田原自然の家を支えきれなくなりつつあるとのことでした。

こうしたことから、大田原自然の家への強い愛着はあるものの、利用者の安心・安全の観点から、施設の一部が土砂災害特別警戒区域に立地することや施設の老朽化、幅員の狭い市道等の状況も含めて考えると、非常に残念ではあるが安心・安全が確保できる他地域への移転もやむを得ない、との意見がありました。

④ 移転先に関する要望書

平成30年11月、中須地区自治会連合会、中須をよりよくする会及び中須地区社会福祉協議会の連名で、大田原自然の家の移転先を休校中の中須小学校として欲しいという要望書が、また、令和元年11月には中須地区内（中須小学校もしくは中須中学校）として欲しいという要望書が、市と教育委員会に提出されました。平成30年11月の要望書には、中須地区の皆さんを中心とした564筆の署名簿も添えられていました。



## 第8章 今後の方向性

### (1) 考えられる施設の選択肢

大田原自然の家の方向性については、まず、大田原自然の家が担っている野外活動等を通じた青少年の健全育成を目的とした施設を維持するのか、廃止するのかを検討する必要があります。

続いて、維持する場合においては、現在の大田原自然の家で実施するのか、それとも移転するのかという点で整理が必要です。

こうしたことから、次のとおり大きく2つに整理した上で、さらにAからCの3つのカテゴリに分類し、併せて5つの選択肢を基に検討しました。

### 《野外活動施設を 維持》

#### A：他地域への移転等

##### 選択肢1：大田原地区外の公共施設に移転又は新設

現在地における大田原自然の家は廃止し、大田原地区外の公共施設に移転又は新設

##### 選択肢2：既存の異なる種類の公共施設との複合化

現在地における大田原自然の家は廃止し、大田原地区外の類似する公共施設等と複合化

#### B：現施設の活用

##### 選択肢3：現敷地内のグラウンドに建替え

土砂災害特別警戒区域に指定されている施設を廃止し、現在のグラウンド（土砂災害警戒区域外）に建替え。その他の大田原自然の家の施設はそのまま活用

##### 選択肢4：大田原地区内の別の場所に建替え

土砂災害特別警戒区域に指定されている施設を廃止し、新たな施設を大田原地区内の別の場所に建替え。その他の大田原自然の家の施設はそのまま活用

### 《野外活動施設を 廃止》

#### C：事業の廃止

##### 選択肢5：大田原自然の家の施設及び事業を廃止

大田原自然の家の施設及び事業を廃止

## (2) 今後の方向性

これまで培われてきた自然体験を通じた青少年の健全育成のための多様なプログラムの提供だけでなく、ボランティアによる支援体制が充実していることは、本市の貴重な財産であり、次代を担う子どもたちの育成や学生のリーダー養成にも重要な施設となっています。

一方で、昨今の全国的に発生しているゲリラ豪雨等、突発的な自然災害による被害等も想定され、一部が土砂災害特別警戒区域に立地する宿泊棟及び体育館、施設の老朽化、大田原自然の家続く幅員の狭い市道の安全性等、利用者の安心・安全の確保が懸念されます。

こうした中で、議会における行政評価に関する決議や総合教育会議における協議、大田原自然の家運営協議会における意見、利用者アンケート、ボランティアへの聴き取り調査、おおたばら応援団の意見等を踏まえ、今後の方向性を次のとおりとします。

### 《今後の方向性》

- ◆ 青少年の健全育成を目的とする野外活動等に関する事業は継続することとし、子どもたちをはじめとする利用者の安心・安全を第一義に、自然体験プログラムの提供が可能な環境の中に必要な施設を整備する。
- ◆ 必要な施設の整備については、既存の異なる種類の公共施設との“複合化”も含め、大田原地区外の公共施設若しくは類似施設に移転又は新設等を進め、新たな施設が運用を開始するまでの間は、安心・安全に十分に留意し、大田原自然の家において事業を継続する。

## 第9章 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度末までとし、令和3年度末を目途に方針決定を行うものとします。

なお、他の公共施設に関する計画等の策定、政策決定、特殊事情の発生などにより計画の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行います。

# 資 料

## ◎ 歩み

- 昭和57年 徳山市大田原自然の家開設
- 昭和58年 第二キャンプ場を開設
- 昭和59年 炭焼小屋、第1宿泊室囲炉裏完成
- 昭和60年 ふれあい池の整備
- 平成 元年 果樹園の造成、屋外窯場の設置
- 平成 2年 ログハウス「きつつき山荘」完成
- 平成 3年 草すべり場整備  
ログハウス「ひよどり山荘」「洗心閣」完成
- 平成 4年 ログハウス「うぐいす山荘」完成  
木桶風呂「松の湯」完成  
アスレチック「わんぱく砦」完成
- 平成 5年 かま風呂「友の湯」完成  
ログハウス「ほおじろ山荘」完成
- 平成 6年 ログハウス村、ごえもん風呂完成  
木工工房（こだわり人の館）完成
- 平成 8年 水車小屋完成
- 平成 9年 陶芸用穴窯「遊然窯」完成
- 平成14年 パン窯「なごみ窯」完成  
東屋「きずな」完成
- 平成17年 ピザ窯「ほかほか窯」完成
- 平成22年 雨天活動場「れんげ」完成
- 平成24年 雨天活動場「すみれ」完成



〈そうめん流し〉



〈テント設営〉



〈薪割り〉



〈魚つかみどり〉



〈田植え〉



〈稲刈り〉

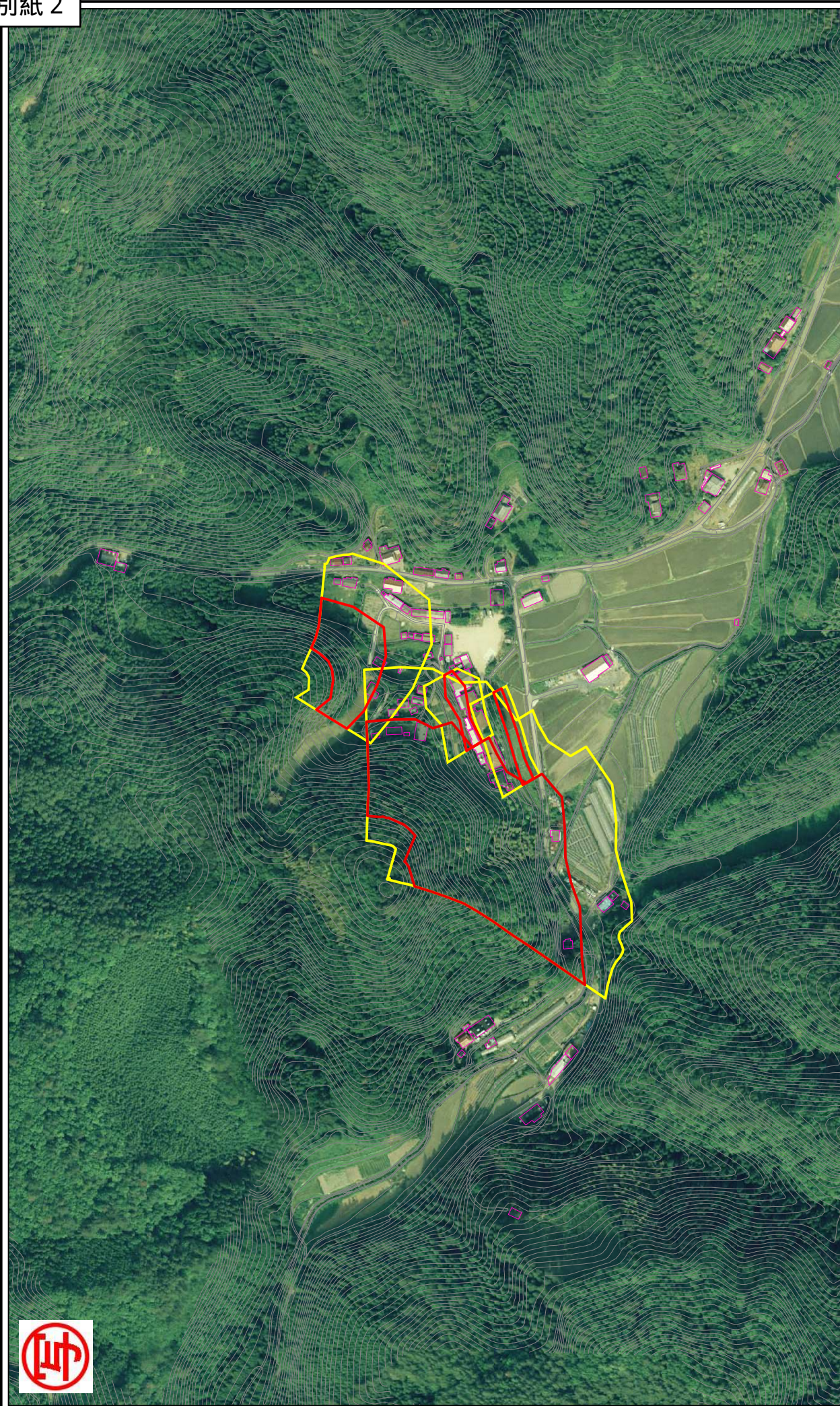


〈キャンプファイヤー〉

周南市大田原自然の家利用実績(平成15年度～平成30年度)

年度	受入事業										主催事業	ボランティア (施設整備等)	合計				
	学校教育関係					社会教育関係								出張指導	その他	受入事業計	
	小学校		中学校		その他	少年団		青年団		その他							計
	小学校	中学校	小学校	中学校		少年団	青年団	その他	計								
15	実人数 245	延人数 615	団体数 7	52	79	961	885	649	11	397	1,057	1,032	2,471	186	5,631		
16	実人数 195	延人数 441	団体数 6	76	96	558	506	640	9	362	1,011	1,438	2,654	198	5,807		
17	実人数 270	延人数 586	団体数 9	23	23	401	694	879	11	308	1,198	1,992	2,363	163	6,410		
18	実人数 482	延人数 922	団体数 10	27	27	352	861	740	0	479	1,862	2,864	3,193	220	9,000		
19	実人数 252	延人数 458	団体数 11	47	92	669	569	443	56	210	709	1,548	2,463	184	5,473		
20	実人数 175	延人数 368	団体数 8	19	19	353	547	981	54	22	1,057	1,538	3,067	223	6,483		
21	実人数 533	延人数 922	団体数 13	0	0	664	1,297	835	216	24	1,075	1,944	5,051	193	9,704		
22	実人数 266	延人数 464	団体数 11	0	0	316	582	929	15	13	957	1,056	2,830	249	6,088		
23	実人数 319	延人数 546	団体数 13	0	0	404	723	617	0	19	636	938	3,127	149	6,155		
24	実人数 287	延人数 546	団体数 13	36	106	359	682	805	0	0	805	1,356	3,349	181	6,870		
25	実人数 302	延人数 578	団体数 15	40	80	215	557	861	0	75	936	1,161	3,297	144	7,038		
26	実人数 363	延人数 703	団体数 13	0	0	365	728	561	0	0	561	1,221	3,239	164	7,169		
27	実人数 279	延人数 542	団体数 10	52	114	275	606	607	0	49	656	1,200	3,130	163	7,291		
28	実人数 858	延人数 1,425	団体数 12	46	46	521	1,425	776	0	187	963	1,532	4,719	118	10,277		
29	実人数 392	延人数 784	団体数 10	20	40	241	653	417	0	375	792	503	2,757	111	6,503		
30	実人数 396	延人数 792	団体数 10	0	0	165	561	252	67	229	548	643	2,666	36	6,223		
合計	実人数 9,296	延人数 16,184	団体数 164	409	722	11,239	9,924	10,328	300	2,609	13,237	19,505	48,804	50,637	102,112		
	実人数 164	延人数 354	団体数 21	21	21	169	354	263	10	110	383	1,225	2,088	1,508	4,018		

※学校教育団体の「その他」とは、幼稚園や高等学校等を示す(小・中学校以外)。「少年団体」とは、主に小中学生で構成される団体を示し、「青年団体」は、主に満25歳以下で構成される団体を示す。



参考資料	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	K-215-QD842-009
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域 それ以外の区域	告示番号	山口県告示第84号 山口県告示第85号	箇所名	中須北(一)(8)
		縮尺	告示年月日	所在地	
		1:2,500	平成21年2月27日	周南市大字中須北	

## 周南市大田原自然の家施設分類別計画

平成 29 (2017) 年 3 月  
(令和 2 (2020) 年 3 月改定)

周南市教育委員会教育部生涯学習課  
〒745-8655 周南市岐山通 1-1  
TEL (0834) 22-8697  
メール ed-shogai@city.shunan.lg.jp